

令和3年度第2回 静岡県多文化共生審議会(令和3年10月20日開催) 意見対応表

	意見	対応
1	静岡県のこれまでの取組で足りないものを整理し、チャレンジするという書き方で課題を明示してほしい。	「第4章施策の柱・方向性」の構成を見直し、あるべき姿を最初に明示しました。次に、現状と課題という項目を設け、多文化共生基礎調査の結果とそこから読み取ることができている課題を明らかにしました。また、これまでの取組とこれからの取組とが対比できるように記載しました。(16ページから34ページまで)
2	地域の日本語教室を1つのハブとして、地元の人と外国出身の人たちが出会う場として機能させてはどうか。	「1 多文化共生意識の定着 施策の方向性とこれからの取組『取組2』(17ページ)」に、地域住民が日本語教育の場に関わる地域日本語教室の設置の促進について記載しました。
3	外国人の子どもはドロップアウトしたり、小さいときから人との関わりや体験する場、回数が少ない場合があるため、子ども達を社会全体で育てていくために義務教育の中で何かできることないかと思っている。	「1 多文化共生意識の定着 施策の方向性とこれからの取組『方向性1』(17ページ)」に、外国人県民と日本人県民とがお互いに交流したり学び合う機会の創出を記載し、「5 外国人の子どもの教育環境の整備 施策の方向性とこれからの取組『方向性1』(29ページ)」に、外国人の子どもの指導体制の確保、充実について記載しました。
4	「県内どこに住んでも、希望する全ての外国人県民の生活に必要な、最低限の日本語を身につけることができる環境整備」というところに共感し期待しているが、日本語教育の担い手不足の問題がある。	「2 コミュニケーションの支援 施策の方向性とこれからの取組『取組2』(20ページ)」に、日本語教育の担い手となる人材の育成について記載しました。
5	オンラインでの日本語教育を充実していく必要があると感じる。	「2 コミュニケーションの支援 施策の方向性とこれからの取組『取組2』(20ページ)」に、県内どこに住んでも、日本語を学べる環境の整備について記載しました。
6	日本語教育や学び直しについて考える必要があるのではないか。	「2 コミュニケーションの支援 施策の方向性とこれからの取組『方向性2』(20ページ)」に、日本語教育の充実について記載し、「5 外国人の子どもの教育環境の整備 施策の方向性とこれからの取組『取組1』(29ページ)」 「6 社会参画の促進 施策の方向性とこれからの取組『取組1』(31ページ)」に、夜間中学の設置について記載しました。

	意見	対応
7	重要な情報が外国人に届くようにしたり、逆に外国人の状況を行政に伝えられるよう連携してほしい。	「2コミュニケーションの支援 施策の方向性とこれからの取組『方向性3』」(20 ページ)に、外国人県民が「やさしい日本語」及び多言語により、生活に必要な情報入手できる体制の充実について記載し、「6 社会参画の促進 施策の方向性とこれからの取組『取組1』」(31 ページ)に、外国人県民の意見を施策に活かすため、意見交換会等の実施について記載しました。
8	危機管理体制の強化というテーマが入っていることがよい。災害時には外国人が初期避難行動が遅れがちになる。具体的な避難行動につながるような対応を市町等と連携してほしい。	「3 危機管理体制の強化 施策の方向性とこれからの取組『取組1』」(23 ページ)に、市町や企業と連携した防災講座を充実するよう記載しました。
9	外国人は大きな地震は経験したことがないため、危険という意識を持っていない。防災意識を高めたり、訓練に参加するよう促す必要がある。	「3 危機管理体制の強化 施策の方向性とこれからの取組『取組1』」(23 ページ)に、静岡県防災アプリ「静岡県防災」の普及や、市町や企業と連携した防災講座を充実するよう記載しました。
10	出入国在留管理庁・出入国在留管理局の名称が混在しているのので統一した方がよい。	地方出入国在留管理局の名称に統一しました。(26、33、34 ページ)
11	就労外国人に対して、「どうやって共生社会の実現のために支援していくか」という視点に立ち、いろいろなプレイヤーが協働連携し、情報共有していくことが大切だと感じる。	「4 生活支援の充実 施策の方向性とこれからの取組『方向性1』」(26 ページ)及び「7 働きやすい環境の整備 施策の方向性とこれからの取組『取組1』」(33 ページ)に、関係機関との連携を記載したうえ、具体的な取組を進めていきます。
12	市町との連携や教育現場での言語対応が大切だと感じる。	「5 外国人の子どもの教育環境の整備 施策の方向性とこれからの取組『取組1』」(29 ページ)に、市町と連携して日本語指導コーディネーター等を活用した教育支援体制の整備の促進や、加配教員の配置について記載しました。
13	県内企業や自治会でのグッドプラクティスを共有できるようにグッドプラクティス集を作成したかどうか。	「6 社会参画の促進 施策の方向性とこれからの取組『取組1』」(31 ページ)に、外国人県民と日本人県民とが共に活動する先進事例の情報発信について記載しました。

	意見	対応
14	自治会内の多文化共生を進めてほしい。	「6 社会参画の促進 施策の方向性とこれからの取組『取組 1』」(31 ページ)に、外国人県民が主体的に地域社会に参画できるよう、自治会等が行う地域活動等の広報啓発について記載しました。
15	生産年齢人口が少なくなっていく状況下で、地域で活躍できる人材をどのように確保していくかが、行政、企業、医療界も考える必要がある。	「7 働きやすい環境の整備 施策の方向性とこれからの取組『方向性 2』」(34 ページ)に、外国人県民の就業機会を確保するため、就業支援や能力開発を促進するとともに相談体制を充実することを記載しました。

次期「ふじのくに多文化共生推進基本計画（案）」にかかる県民意見への対応表

ページ	項目	意見の概要	意見に対する県の考え方
P30	6 社会参画の促進	外国人の方達の日本社会での共生の実態の成功例や失敗例を共有してほしい。	<p>「6 社会参画の促進 施策の方向性とこれからの取組『取組1』」の「外国人県民が主体的に地域社会に参画できよう、企業やNPO、自治会等が行う地域活動等の広報啓発を一層推進するとともに、外国人県民と日本人県民とが共に活動する先進事例の情報発信を行います。」を「(前段省略) 外国人県民と日本人県民とがともに活躍する<u>先進事例や成功例等の情報発信を行います。</u>」(31 ページ)に修正しました。</p> <p>「6 社会参画の促進 施策の方向性とこれからの取組『取組2』」(31 ページ)に記載のとおり、コミュニティキーパーソン等を「ふじのくに多言語情報発信サポーター」として登録し、県からの情報を同じ国の出身者へ提供する等外国人県民を支援する人材としての活躍を推進していきます。</p>